

令和 6 年第 4 回
利根町議会定例会会議録 第 2 号

令和 6 年 1 2 月 4 日 午前 1 0 時開議

1. 出席議員

1 番	山 崎 敬 子 君	7 番	船 川 京 子 君
2 番	本 谷 孝 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	佐 藤 眞 一 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	峯 山 典 明 君	1 0 番	山 崎 誠一郎 君
6 番	新 井 邦 弘 君	1 1 番	大 越 勇 一 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜 章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総務課長兼選挙管理委員会書記長	中 村 寛 之 君
政 策 企 画 課 長	布 袋 哲 朗 君
財 政 課 長	木 村 宜 孝 君
防 災 危 機 管 理 課 長	亀 谷 英 一 君
税 務 課 長	鈴 木 壮 君
住 民 課 長	大 津 聖 二 君
福 祉 課 長	服 部 豊 君
子 育 て 支 援 課 長	松 永 重 生 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	勝 村 健 君
生 活 環 境 課 長	雑 賀 正 幸 君
保険年金課長兼国保診療所事務長	松 本 浩 睦 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	飯 島 弘 君
建 設 課 長	大 越 正 博 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	清 水 敬 子 君
会 計 課 長	本 谷 幸 洋 君
学 校 教 育 課 長	大 越 聖 之 君
生 涯 学 習 課 長	古 山 栄 一 君

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	記 弓 削 紀 之
書	記 齋 藤 リ マ

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和6年12月4日（水曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

日程に入る前に、一般質問について確認事項を申し上げます。執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは反問する旨宣言し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、町長のプライベートな内容などを聞く場でもありません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1 番通告，7 番船川京子議員。

〔7 番船川京子君登壇〕

○7番（船川京子君） 1番通告，7番船川京子です。それでは通告順に従って質問をさせていただきます。

初めの質問は，带状疱疹ワクチン接種費用助成についてです。

町では令和6年4月より，带状疱疹ワクチン予防接種費用の一部を助成されています。町民の方から喜びの声が寄せられ，大変うれしく感じています。全国を見ると約700の自治体で，条件は異なるものの一部助成が行われています。各自治体で行う支援体制が拡充されてきたことが，国による定期接種化への大きな後押しにもなっていると感じています。

厚生労働省の専門家会議は，接種費用を公費で補助する定期接種化に向けた検討を進め，6月20日の会議では国立感染症研究所のワクチン分析結果が共有され，生ワクチン，不活化ワクチンにおける有効性や安全性が確認され，費用対効果についても効果が期待できるとして，ワクチンを定期接種に含める方針が了承されました。

国は対象年齢や助成費用など今後は具体的な制度設計を行っていくと考えますが，町では既に50歳以上の方に，生ワクチンは1回3,000円，不活化ワクチン2回6,000円の助成を行っています。

定期接種化された後，町はどのような対応をお考えでしょうか，お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは，船川議員の御質問にお答えをいたします。

現在，国におきましては，带状疱疹の疾病負荷，ワクチンの有効性，安全性に係る危険，費用対効果の評価結果を踏まえ，带状疱疹ワクチンを定期接種に用いるワクチンとする方向性で，さらに検討を進めているところでございます。

当町におきましては，今年4月より带状疱疹ワクチンを任意で接種した方に対して予防接種費用の一部助成事業を開始したところであります。50歳以上の方を対象としており，10月末現在で92名の方から申請をいただいております。

御質問にあります带状疱疹ワクチンが定期接種化された場合でございますが，一部助成事業に関しましては多数の方から申請をいただいております。発症予防，重症化予防のためにもワクチン接種は意義があると思われます。今後，国の検討結果が出された段階で制度設計の詳細を確認するとともに，県内市町村の動向につきましても注視しながら，町としての方向性を示していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 国の方向性が決定してから町も対応していくということで，全くそのとおりだと思うんですけども，そこでお聞きしたいのは，町のこの状態に国の補助が，要するにプラスされる，その方向性と理解してよろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 今の御質問につきましては、現在の補助金額に幾らか上乘せというようなことでよろしいでしょうか。

一部助成金につきましては、現在、生ワクチンは3,000円を1回、不活化ワクチンは6,000円を2回、助成しているところであります。

今年5月に行いました茨城県内市町村の調査では、助成している市町村が15か所、助成していない市町村が29か所となっております。市町村によって財政規模も異なりますので、それぞれに対応しているような状況でございます。

当町におきましても今年4月から助成を開始したところでありますが、ワクチン接種の助成につきましては、このほかにもインフルエンザワクチンや肺炎球菌、さらには新型コロナの助成も新しく始まっております。ほかのワクチン接種の助成金額との整合性もありますので、一部助成金の増額につきましては今後検討していきたいと考えております。

なお、これらのワクチンは同時接種が可能でありますので、接種を希望する方は御検討をいただきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） すみません、ちょっと質問の仕方がうまく伝わらなかったような気がするんですけども、国は今のところ65歳以上の方向性を考えているのが濃厚だと思うんですけども、町としては50歳から、50歳以上の方に同じ金額で助成されていると思うんですけども、国が65歳以上だった場合、決定した場合、50歳から64歳の方と金額の差が出てくると思うんです。

その辺のところの対応は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） その辺につきましては、今後、近隣の市町村とかの動向も調査しながら、検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 50代に入ると発症率も上がってくる時期になると思います。できましたら、ぜひとも少しプラスできるような形で制度設計を考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それと先ほども申し上げましたが、带状疱疹ワクチンを接種された方からは喜びの声が、92名と先ほどおっしゃられて、たくさんの方が受けられていると思います。それと同時に、手続の簡素化を求める声も聞かれました。

今後の町の対応について、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 带状疱疹ワクチンの助成につきましては今年4月から開始したところでございますが、初年度ということもありまして、どれぐらいの方が接種するのか、どれぐらいの申請があるのかが不透明ということもありまして、償還払

いにしたものでございます。申請の際にはワクチン接種の領収書、金融機関の通帳などをお待ちいただきまして、保健福祉センター窓口までお越しいただくこととなります。

先ほども申し上げましたが、10月末現在で92名という多くの方から申請をいただいておりますので、今後、手続の簡素化につきまして検討していく必要があると考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 助成金額の面においても、また手続の簡素化においても、少しでも多くの町民の方が接種しやすい環境整備に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。公共施設の環境整備について。

（1）、初めに、駐車場についてお聞きしたいと思います。

役場庁舎には、車椅子マークの駐車スペースが、玄関前に2台分確保されています。直列のため、後から駐車する方にとっては止めにくく、また特に今は改修工事のためバスが停車しているときもあり、タイミングによってはさらに止めにくい状況になると考えます。車椅子マークの駐車スペースは車椅子使用者の方だけではなく、身体、知的、精神、発達等全ての障害をお持ちの方や妊産婦、けがをしている方などが利用できる駐車スペースです。確定申告の時期や先日のような期日前投票が行われるなど、通常、多くの町民の方が庁舎に足を運ばれるときなどにも、車椅子マークの駐車スペースが止めにくい状況になると考えます。

役場庁舎の駐車場に車椅子マークの駐車スペースを増設することについて、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それではただいまの御質問にお答えいたします。

車椅子マーク、障害者優先の駐車スペースの増設ということでございますけれども、役場庁舎前のロータリーに今2台分、御質問の中にございましたけれども、確保している状況でございます。そのロータリーに新たに増設するということは、今のそのロータリーの構造上、スペースの観点から考えますと、新たに増設するのはちょっと困難なのかなというふうに考えてございます。

しかしながら、今議員おっしゃられたとおり、期日前投票ですとか確定申告、特に期日前投票のときだと思うんですけれども、役場駐車場におきまして車椅子マークの駐車スペースが塞がっているというような状況が多々見受けられております。そういう場合に、そういった多くの方が御来庁いただいて、なおかつ車椅子を御利用になられる方が多くいらっしゃるような状況の時は、臨時的な処置にはなるんですけれども、第1駐車場、今お稲荷様があるところ、あちらの第1駐車場の一番近い場所に、庁舎側に一番近い場所に、そちらのスペースにカラーコーンを置きまして、そのカラーコーンに車椅子マークを貼らせていただいて、こちらは車椅子を御利用の方、また障害の方、また妊産婦の方、そういっ

た通常、優先スペースを御使用になられるような方を想定した方がお止めいただけるような駐車スペースを確保したいと考えてございます。こちらは、暫定的な措置ということで考えていただければと思います。

通年的な、恒常的な車椅子マーク、障害者優先の駐車スペースの増設ということになりますと、現在、一般の駐車スペースにおきましても日常的に駐車台数が不足しているという状況がございます。会議等が重なっただけで役場の駐車場に止められないということが、年に数度発生しているというような状況がございます。このような状況を鑑みまして、すぐということではないんですけれども、将来的には、今役場の下の土俵のあるところ、あそこに砂利の駐車場があるんですけれども、そちらを舗装化いたしまして、車がある程度台数を確保できるような区画を取りまして、整備したいと考えております。こちらは将来的な構想ですので、次年度すぐというような話ではないんですけれども、そういった対応をさせていただきたいと思います。

そうしますと、総数、駐車台数が必然的にある程度確保できる形になりますので、その際は、今の現状といたしましては先ほど申し上げました第1駐車場のお稲荷様の前辺りに駐車スペースを、通常の駐車スペース3台分を削って2台分、間隔を広げて乗り降りしやすいような形で対応してというような形になってくると思うんですけれども、将来的にはそのような形で整備していきたいと考えておりますが、現状としてはすぐできることといたしましては、カラーコーンでこの場所は優先スペースですよということを明示して、町民の方にお知らせしていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 暫定的でも集中するときにカラーコーンを利用して工夫して下さるということで、それはよかったなと思います。ただ、そのカラーコーンの置き方とか、また町民の方に周知の仕方とか、あとはあそこ、ほんの数センチですけれども段差があるかなと思います。車椅子に私も自分で乗った経験があるんですけれども、少しの段差でも響いてくるものがありますので、全体的にちょっと工夫をしていただいて、集中するときには車椅子でお越しになった方にも快適に御利用いただけるように御尽力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。各公共施設における受付窓口の環境及びコミュニケーションの場における対応について、お聞きしたいと思います。

町では高齢化が進む中、少しでも多くの高齢者の方に公共施設を御利用いただきながら健康維持を願い、受付や職員の対応に心配りをされていると認識しています。そこで、年齢とともにコミュニケーションに課題を感じていく要因に、見え方と聞こえがあると考えます。

初めに、見え方についてお聞きしたいと思います。

受付窓口のみならず、眼鏡等を書類の記入や資料の確認等、必要と思われるところに設置することで、やさしい支援につながると考えますが、町の現状及び今後の対応について、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは御質問にお答えいたします。

庁舎各課への眼鏡、老眼鏡になると思いますけれども、眼鏡の設置につきましては、現状、一部窓口課におきましては既に対応しているところでございます。また、出先機関におきましては、保健福祉センターでは老眼鏡と拡大鏡、国保診療所では受付に老眼鏡を、生涯学習センターでは拡大鏡、文化センターと図書館では老眼鏡を設置してございます。文間地区農村集落センター、利根東部農村集落センター、布川地区コミュニティセンターでは眼鏡等の設置がございませんので、今後こちらの施設につきましては、庁内の未対応の課も含めまして設置をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） よろしく願いいたします。

それでは次に、聞こえについてお伺いいたします。

町では役場庁舎の福祉課や保険年金課などの窓口に、平成31年1月から聞こえに課題を感じるも方を支援する補聴システム、ヒアリングループを導入され、優しい対応に努めていると認識をしています。ヒアリングループは磁気ループとも呼ばれ、マイクを通した音声を通じて、補聴器や人工内耳に伝えることで、発言者の声や音楽をクリアに聞くことができます。

また、近年では、難聴者を支援する補聴システムの中でも急速な広がりを見せているのが、軟骨伝導イヤホンです。自治体の窓口のみならず、多くの金融機関や病院などにも設置され、軟骨伝導イヤホンの普及は、高齢化に伴って今後増えていくと考えられる難聴者の福祉に寄与するものと期待されています。

軟骨伝導イヤホンとは耳の軟骨を振動させて音を伝える方式のイヤホンで、音漏れが少なく、音が立体的で聞きやすいとされています。耳を塞がず、周囲の音も聞こえるため、オープン型イヤホンの特性もあります。また、相談事に対して職員が大きな声を出しづらい場合でも付属の集音器が職員の声を拾い、イヤホンを通じて相談者にはっきり届くため、安心して相談しやすい環境づくりに最適とも考えます。また、イヤホン部分には穴や凹凸がないため消毒しやすく、清潔に使用できます。

前回の定例会でも申し上げましたが、認知症になる最も大きな危険因子の一つが難聴であると言われています。役場庁舎はじめ、各公共施設及び国保診療所や社会福祉協議会には、多くの町民の方がお見えになります。

高齢化が進む中、聞こえの支援に期待が持てる軟骨伝導イヤホンの導入について、町の

見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは御質問にお答えいたします。

現在、庁舎内におきましては、福祉課と保険年金課の2か所に、別の補助具にはなりませんが、難聴の聞こえを支援する磁気誘導ループを設置してございます。こちらにつきましては、1階各課におきまして共有させていただいているところでございます。また、補助具とはなりませんが、対話型拡声器トークスルーを各課の窓口、パーティションで聞こえにくいということがございますので、各課の窓口へ設置してございます。

出先機関におきましては、保健福祉センターではトークスルーともしもしフォン、国保診療所におきましてはトークスルーと磁気誘導ループを設置してございます。なお、文間地区農村集落センター、利根東部農村集落センターにつきましては、現在、補助具につきましては設置しておりませんで、利用される方は事務所入り口におきまして管理人の方と直接対応しているため、トークスルー等につきましても設置はしてない状況でございます。生涯学習センター、文化センター、布川地区コミュニティセンター、図書館においても、そのような補助具の設置は現在ございません。

御提案の軟骨伝導イヤホンの導入につきましてでございますが、一部の課におきましては大声で対話をするプライバシーの関係上、来庁者の方の個人情報等のこともございますので、プライバシー保護の観点から設置が必要と考えられますので、こちらにつきましてはそういったプライバシー保護が必要と思われる課を中心に予算を、次年度の予算編成中でございますけれども、そういった部分で次年度予算を含めまして対応のほう考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 聞こえの支援に関しては年々進歩しているというか、いいものがどんどんできてきて、たしか平成30年に磁気ループのお話をさせていただいたときに導入していただいた記憶がありますが、やっぱり年月が過ぎて、今、軟骨伝導イヤホンが大変広がりを見せ、急速な広がりを見せているところでございます。ぜひとも、窓口だけではなく、今後、窓口からスタートして、この価値を認識していただけたら、そこから次の段階に広がっていければなと期待をしているところでございます。今、課長から今後の対応について検討していただけたらというお答えをいただきましたので、ぜひとも望ましい方向に進んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。各公共施設に設置されている車椅子について、お伺いいたします。

経年劣化によるさび等、どのような対応をされているのでしょうか。また、手元ブレーキ等、安全性の担保についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは御質問にお答えいたします。

役場設置の車椅子におきましては、空気圧の確認につきましては、不定期ではございますが、職員が行っております。また、手元ブレーキ等の操作性及び安全性に関する事項につきましては、現在まで特段確認していなかったのが現状でございます。

保健福祉センター、国保診療所、生涯学習センター、文化センター、布川地区コミュニティセンター、図書館におきましては、安全に御利用いただけるよう、職員が定期的に点検を行っておるということでございます。

また、文間地区農村集落センター、利根東部農村集落センターにおきましては、現在、車椅子の設置はございません。二つの集落センターは昭和から平成初期に建設された建物のため、車椅子で利用できるような設備というか、バリアフリー化されてございませんので、今後バリアフリー化を含め手すりの設置など、車椅子を含めて、どなたでも御利用可能な状況に改修等も検討いたしまして、車椅子の設置につきましても検討してまいりたいと考えております。

車椅子の安全確認につきましては、利用される方が安全に、そして安心して利用できるよう、いずれの施設におきましても、役場も含めまして、今後、定期的に動作確認を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 安全確認をしていただけるということで、それは理解をしたんですけども、やっぱり手元ブレーキがついていない車椅子というのは、特に非力な者にとっては操作がちょっと不安というか、難しい部分があります。また、今後、駐車場にコーンなどを置いて車椅子マークの駐車場を増設していただいた場合など、特に段差があるところの対応は難しいかなと思うんですけれども。

今、手元ブレーキがついていない車椅子、どのくらいあるか分かりますか。分からなければいいんですけれども、手元ブレーキのついてあるものに少しずつ時間をかけて移行していただければなと思ったのでお伺いしたのですが、手元ブレーキがあるものに移行していただける、その部分についてのお考えと、もう一つは、さびが結構出ている車椅子が、私もちょっと見てきて、あつたと思うんです。そういった経年劣化が激しいものに対する対応、この2点お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは今御質問にございました手元ブレーキの件なんですけれども、役場を含めまして出先機関の車椅子には手元ブレーキなしということで報告が上がってございます。

経年劣化等の件なんですけれども、使用頻度の部分から一概に年数だけで更新するとい

うことはなかなか難しいのかなという部分があるんですけども。参考に厚生労働省で補装具としての車椅子の耐用年数、こちらにつきましては過去5年という耐用年数だったんですけども、数年前にそれが6年に延長されて、基本的にそこが一つの目安になるのかなというふうに考えております。ただ、6年ごとに随時更新するということはなかなか難しいのかなという部分がありますので、実際には使用状況を確認させていただいて、もうちょっともつということであれば、その耐用年数にこだわらず使用するという。また、その耐用年数前であっても何か不具合が生じた場合には常時その都度更新をしていくというような形で、いつ誰が使っても、安心して車椅子が使える環境というのがやっぱり一番大事かなということで認識しておりますので、これまでちょっとそのあたりはそこまで深く考えてなかった部分があるところではございますが、今後は耐用年数だけではなくて、状態の部分からも含めまして、常時安全で安心な車椅子の提供を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 耐用年数にそんなに私もこだわりはありませんけれども、一番気になったのは、手元ブレーキのあるものを設置していただきたいということと、さびが結構出てきたものに関してはやはり手入れをしていただければなと考えています。それでは今課長がおっしゃったように、どなたでも安全性を保って利用できる環境整備に取り組んでくださるということなので、よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。公共施設予約システムについて、お伺いいたします。

現在、窓口対応のみとされていると思いますが、その理由と、今後ネット予約システムなど、導入することについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 現在、当町において使用している公共施設予約システムは、茨城県及び任意の市町村で構成されている、いばらき公共施設予約システム整備運営協議会において構築されたシステムで、登録する施設数に応じた負担金を協議会へ支払うことになっており、運用されているシステムでございます。

当町において、この公共施設予約システムに登録している施設は、上曽根運動公園テニスコート、四季の丘第二公園テニスコート、利根緑地運動公園野球場の3施設でございます。この3施設につきましては、ネット上で空き状況のみが確認できる仕様となっており、予約の際には、議員がおっしゃるとおり、所管するまち未来創造課の窓口まで来ていただく必要がございます。

公共施設予約システムにつきましては、あくまでも施設の予約のみを行うシステムであるため、ネットからの予約を可能とした場合でも使用料金につきましては別途納めていただく必要がございます。近隣市町村において公共施設予約システムによりネット予約を可

能としているところでは、指定管理者等による有人施設において、休日でも使用料の支払いが可能となっております。

まち未来創造課が所管する3施設は無人の施設であり、また使用料は利用許可の際に納付しなければならないとされているため、現行どおり窓口において予約から支払いまでを一括で行っていただいたほうが、利用者の方にとっても効率的であると考えております。また、職員がシステム操作を行うことによる確実性や、その場で使用料を支払っていただくことによる払い忘れの防止などを鑑みますと、現在のネット予約の導入は難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 今3施設のお話をされたのですが、文化センターや生涯学習センター、それと布川地区コミュニティセンター、その使用に関してはどうでしょう。

○議長（大越勇一君） 古山生涯学習課長。

○生涯学習課長（古山栄一君） それではお答えいたします。

文化センター、生涯学習センター、布川地区コミュニティセンターの各施設の利用に伴う申請につきましては、現在、窓口対応のみの対応としております。利根町の生涯学習施設管理規則第4条にのっとりまして、利用者に対して平等・公平・公正な管理を行うために、原則、窓口での受付を行っております。利用料金の支払い、トラブル防止をはじめ、特に初めての利用者・団体に対して利用に伴う説明や実際に使用していただく部屋を事前に確認してもらうなど、施設の利用者に対して配慮しまして、窓口対応が必要であると考えております。

以上のこともありまして、現在のところ生涯学習施設におきましては、予約システム導入の要望等も現在のところ特にございませんので、現状、導入の予定はございません。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 現場の対応は、大変よく理解をいたしました。

そこでなんですけれども、先ほどネットでこの3施設は予約することができる、これと同じように、ネットじゃなくてもせめて電話で文化センター、生涯学習センター、布川地区コミュニティセンターの予約はできないのでしょうか。

実は私もお借りしたいと思って、お電話で空き状況は確認をさせていただいたんです。どうしてもすぐに窓口に行ける状況ではなかったのが、仮押さえでもお願いできないかと申し上げましたが、それはできませんと、私が窓口に行くまでの間にどなたか予約が入った場合にはそちらが優先になるという、そのようなお答えでした。それが現行のシステムなので、そこは仕方がないかなとは思いますが、例えば何日前までにきちんと窓口で足を運ばれば、予約で仮押さえでも押さえておきますというような柔軟な対応は検

討してはいただけないでしょうか。

その辺についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 古山生涯学習課長。

○生涯学習課長（古山栄一君） それではお答えいたします。

現状は、先ほど御説明したとおり、導入についての予定はございませんが、生涯学習施設につきましては、地域交流の場として多くの年齢層に対して学びや交流の場となるよう対応が必要だと考えますので、予算の都合や、例えば利用者にアンケートを取るなどしまして、必要性の理解を求めることが大切であると考えております。

今後、必要に応じて、生涯学習施設の運営協議会や社会教育委員等にも導入等、先ほど御意見があった内容について協議をして、生涯学習の推進や利用者促進を図り、関係各課とも連携を取りながら前向きに検討していければと思っております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 今課長にいただいたお答えの中には、電話での予約の仮押さえ的なものも含まれていると理解してよろしいのですか。

○議長（大越勇一君） 古山生涯学習課長。

○生涯学習課長（古山栄一君） そのとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 少しでも利用しやすい状況に環境整備というか、していただければなと思いますので、柔軟な対応をお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。乳幼児の「1か月児健診」及び「5歳児健診」について。

1か月児健診は、生後1か月頃の赤ちゃんの発育状況や健康状態を確認し、育児の悩みや心配事について相談できる乳児健診です。また、5歳児健診は、幼児の特別な支援を必要とする等の特性を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズを踏まえ、就学前までに適切な療育支援につなげることも目的としています。乳幼児健康診査については、市町村において1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査の実施が義務づけられ、地方交付税措置されています。そのほかにも妊婦健診や新生児聴覚検査などが、地方交付税措置されています。

これまで交付税措置の対象とならなかった1か月児健診と5歳児健診に対し、国の助成金が2024年1月以降に開始され、その方向性では健康診査支援事業をスタートさせ、全国的に公費での実施を目指すとしています。

現場である町としては、今後どのような対応をお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それではお答えさせていただきます。

1 か月児健診及び5歳児健診につきましては、こども家庭庁において令和7年度より乳幼児健診等の推進として、1 か月児健診、検査については原則として個別健診で1人当たり6,000円、5歳児健診については原則として集団健診で1人当たり5,000円のうち費用の2分の1の助成を受けられる支援制度で、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的として、実施されていることとなっております。

出産後の健診としましては、お母さんへの産婦健診として2週間、1 か月等実施しておりますが、乳児の1 か月児健診につきましては、当町でも令和7年度に予算を計上しまして、実施に向けての準備を進めているところでございます。

1 か月児健診は、出産後、医療機関で個別に健診を受診できるように、妊娠届出時に受診券を発行し、伴走型相談支援を行う中で健診結果を確認し、委託先の医療機関とも連携しまして、早期に必要な支援につなげられるように実施していきたいと考えております。

5歳児健診につきましては、子供の健康状態の把握をはじめ、発達障害や知的障害の個々の特性を早期に把握するとともに、育児の困難さを踏まえながら、子供とその家庭に対し必要な支援、子育て相談、ニーズに応え、支援につなげられることが主な目的とされております。また、健診の実施体制の構築に加え、保健、医療、福祉、教育の各分野において連携し、就学まで切れ目のない支援等を実施していくことが求められております。

現在、当町での発達に特性を持つお子様への対応としましては、1歳6か月児健診と3歳児健診において心理・発達の専門職によるスクリーニングを行い、保育園、幼稚園等での巡回相談等も参考に、親子発達相談において個別支援を行っております。その後、就学前に5歳児健診を実施することにより、集団生活において必要な社会性の発達に関する支援へとつながれることは重要と考えております。

しかし、当町において、現在はまだ5歳児健診を実施するためには、健診を担当していただける医師等スタッフの確保、フォローアップ体制づくり、保護者の学習障害の気づきに向けての対応など、様々な課題があります。まだ具体的な施策のめどは立っていないのが、町としては現状でございます。

就学に向けてのサポート体制としては教育委員会とも連携を取りながら、今後、既に実施されている他市町村の事例や関係機関との意見の交換、聞き取り等をしながら課題解決を図り、健診実施に向けての方向性をまとめ、準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 御尽力、本当にうれしく感じております。1 か月児健診に関しては医療機関に個別なのでお母さんが連れていってもらえば問題はないかと思うんですけども、5歳児健診に関しては庁内全て整えるというのにはちょっと困難さが伴うかなというのは、私も理解させていただくところです。でも、この気づきの対応がどれほど大事かということも、今認識が大きく広がっているのが現状だと考えております。これだけ準備

に御尽力いただいてもなかなか形にしにくい状況はよく理解しますので、今後とも望ましい方向に行かれるように対応をお願いしたいと、もうそれしかないと思います。

そこで、5歳児健診に関してなんですけれども、町教育委員会にもお聞きしたいと思います。

5歳児健診では、子供の様子を就学前健診よりも発達に重きを置いて行われ、子供の言葉の理解力や社会性、精神面の発達などを確認され则认为ます。また、5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少したという研究結果もあり、特別な配慮を求められる児童を必要な支援につなげられると期待を持つところです。

3歳児健診と就学前健診との間に5歳児健診を行うことで、より本人や御家族に望ましい対応の道筋ができるのではないかと考えますが、町教育委員会の5歳児健診に対する見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 議員がお話しになられたとおり、教育委員会では入学前のお子様、いわゆる6歳児を対象に就学时健康診断を実施したり、就学相談を実施したりすることで入学後の学校不適應を未然に防止し、学校での必要な支援について検討、準備を行っております。この課題としましては、入学までの期間が短く、入学前までに十分な相談対応ができないケースがあることです。

今後、子育て支援課と連携しながら5歳児健診が実施されることになれば、保護者にとっても就学までにどのような支援や準備が必要かを考えるよい機会になると考えております。また、入学前までに1年以上の期間があることから、医療や福祉と連携を図り、お子様の特性に応じた早期からの支援を実現させることにつながるものと考えております。こうした早期支援が実現されれば、入学後に困り感を抱く児童が減ったり、子育てに悩む保護者の不安を解消できる可能性が高まります。

以上のことから5歳児健診の実現は、利根町の子供たちの健全育成のためには有効な手段であると考えております。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 指導課長が申したとおりなんです、議員御指摘のように、特別支援のお子さんが増えています。全国の統計を見ますと、10年前の29万人から55万人、約2倍となりました。利根町でも対象の児童生徒が27名であったのが現在56名と、全国と同様の2倍の状況でございます。

特別支援対象のお子さんは、個別の教育支援計画を基に、教育を進めていかなければなりません。乳幼児期から中学校卒業まで一貫した、一人一人のニーズに応じた支援を行うための学びの連続性を重視した個々による計画でございます。仮に、5歳児健診によってお子さんが落ち着きがないとか、あるいは周辺子供とうまく関われないとか、子供の発達特性に気づいた場合、適切な支援、療育につなげることができるのではないかと考えてい

ます。議員御指摘の不登校児も減ったという現実などもございます。

就学前の就学時健康診断もございますが、丹課長が申し上げましたように、入学までに一定の時間があれば、生活の改善、行動の改善が見られた場合に、特別支援学級在籍ではなく通常学級の在籍も可能となるお子さんも出てくるのではないかと思います。特別な教育的配慮が必要なお子さんを早期に把握し、早期に支援を開始することは、保護者の不安を改善することにもつながり、子供の円滑な就学に資することが期待されます。

いずれにしても、教育委員会としましては障害のある子供一人一人のニーズに応じた適切な指導、支援を切れ目なく行うことが、「どの子も活かし、どの子も伸ばす」私のテーマにもつながっていくのかなと考えています。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 力強い見解をお伺いして、大変うれしく感じております。ただ、やはり現場としては、体制を整えることに高いハードルがあることを、大変よく理解しています。5歳児健診の重要性は、今発言してくださったように、気づきが一番大事だと思います。その気づきのきっかけに、ある意味、自然な形で保護者の方に気づいていただける、そんな場面が、5歳児健診には一つ意味があると思うんですけれども。

5歳児健診を私も10年前から何とか対応してほしいということを言い続けてきて、それが無理であれば、保育園や認定こども園などで、集団の中で、保護者の方の参観もあると思いますので、そういったときに保護者の方がその場で声をかけて、ちょっとうち子というような話ができるような、そんな体制というか、そういった対応もできるのであればお願いしたいかなとそんな気持ちもありますが、とてもデリケートなものなので、やはりきちんとした5歳児健診という表看板の中でやることによって、支援が必要な子供さんを見つけて必要な支援、療育につなげていけると考えますので、ぜひとも子育て支援課については大変なハードルがあるかとは思いますが、特に医師の確保が本当に大変だろうなと思います。庁内で整えられない分、何倍ものお力添えが必要になってくるかと思いたすけれども、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時10分とします。

午前10時55分休憩

午前11時10分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告、9番五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 2番通告、9番五十嵐辰雄でございます。次の2項目について

質問いたします。

まず、1番として、みどりの食料システム戦略の推進についてお伺いします。

利根町の産業は農業で、主に水稻栽培です。農業を取り巻く環境は、高齢化、生産者の減少、地域コミュニティの衰退等により、持続可能な産業として維持することが困難な状況下に置かれています。

地球温暖化が原因で、異常気象の頻発化による記録的な集中豪雨で各地で大規模な自然災害が発生し、食料生産の不安定化が懸念されています。

産業全般にわたり、環境を重視する動きが加速しています。国では、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定しました。次いで、令和4年7月には「みどりの食料システム法」が施行されました。法律の名称は「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の推進等に関する法律」ですが、あまり題名が長いもので、国や県では通称を使っております。通称は、「みどりの食料システム法」と言われています。

以上のことにより、農業の構造転換に差しかかっています。令和6年版食料・農業・農村白書には、環境について重点的に記載があります。まず、食料の安定供給には、環境を重視する制度などの転換点に立っています。みどりの食料システム法において環境負荷低減に取り組む生産者の事業活動に対して、国としては税制特例や融資制度の措置が制定されました。

みどりの食料システム法をどのように進めるかについては、法律に明記してあります。地方自治体と共同して、みどりの食料システム法に基づく基本計画を策定するという規定があります。そこで、茨城県においては、県と県内44市町村が共同で「茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」、これをみどりの食料システム県基本計画といたしますが、これを策定しました。現在、県内でみどりの食料システム法に定める生産者数は、260を超えております。

そこで、次のことについてお尋ねします。

(1) みどりの食料システム県基本計画の内容について、担当課から御説明をお願いいたします。2番については、自席で質問します。

以上です。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、五十嵐議員の御質問にお答えをいたします。

茨城県環境負荷低減事業計画の促進に関する基本計画の内容についてでございますが、令和4年にみどりの食料システム法が制定、施行されたことに基づき、茨城県における環境と調和した農林漁業の実現を目指し、みどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画として、令和5年3月に策定されたものでございます。

環境負荷低減事業活動の取組を拡大するため、有機農業の推進、ハイブリッド型施設園芸設備等の導入の推進、良質の堆肥の広域流通や家畜排せつ物の処理・利用の促進をするものでございます。目標指標として、環境負荷低減事業活動認定件数、有機 J A S 認定取得面積、県内の施設園芸農家におけるハイブリッド型施設園芸設備の導入面積、堆肥・液肥の流域外利用を挙げているところでございます。

環境負荷低減事業活動の内容としては、1号活動として、堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動、2号活動として、温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動、3号活動として、1号・2号のほか、みどりの食料システム法第2条第4項第3号及び施行規則第1条第1項に規定している事業活動がござい

ます。

また、特定の地域の区域及び特定環境負荷低減促進を図る区域として、石岡市、常陸大宮市の一部を設定しており、環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容や、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進が計画として盛り込まれております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 2回目の質問をいたしますけれども、今の町長の御答弁ですけれども、これは県単位の政策ですけれども、国としましては、今申し上げましたけれども、融資制度、認定を受けた場合の融資制度、これは国のほうでも相当な税制上、財政上の支援があるんですよね。ですから、ぜひこれをなるべく早く普及して、制度が定着するようにお願いします。

それでは、2番にまいります。利根町における生産者の認定状況について。

今どういう状況にありますか、お伺いします。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 当町の生産者の認定状況でございますが、令和6年11月現在、町内で認定されている農家はございませんが、農家さんからの御相談はございました。

御相談があった農家さんには申請書類をお渡しし、また申請先はつくば地域農業改良普及センターであることもお知らせしたところでございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今、相談があったというんですけれども、これは令和5年度に制度ができてから、県内でもかなりの数が認定農家ですよ。ですから、相談がある前に、制度ができたんですから、担当課としては農家の方に該当してもしなくてもいいから一通り説明か何かしないと、なかなか農家の方がどういう政策があるかということは気がつきません。

そういう事前の、制度を普及するために、各農家さんにPRについての対面的な話をしたかどうか、その点もお伺いします。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 対面的なお話ということでございますが、そういったことはまだしてございません。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） まだというのは結果論ですけども、やっぱり制度ができたんですから、やっぱり役場のほうは、これについては農家の方に個々に該当者に通知か何かしたほうがいいと思うんだよね。なかなかこれ、知らない人が多いですよ。前後しますけれども、今のところ利根町における認定農家はないというふうに理解いたしましたけれども。

それから、3番にまいりますけれども、茨城県と県内の44市町村との話合いで基本計画を策定しましたけれども、茨城県も広うございまして、利根町の自然的、経済的、社会的条件に適した農業ですが、利根町は水稻栽培ですよ、基幹産業は農業です。だから、力を入れてやらないと、なかなか置いていかれちゃいますよね。

その点についての、これからの方針について、担当課ではこの制度普及について、どのようなお考えでしょうか。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 現在、経営所得安定対策の交付申請の際、環境と調和の取れた農業生産の実施状況をチェックする欄があり、そちらを確認しております。また、農業共済が行う加入申請にも環境負荷低減のチェックシートについて令和9年度に本格実施が決まっておりますので、それに向けて営農計画書と水稻農業共済加入申請書の様式を一体化するため、現在協議を始めたところでございます。

町といたしましては、みどりの食料システム基本計画に照らし合わせ対応していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今の課長の答弁ですと、農業共済組合、この関係ですけども、今から何年か前に法律が変わったんですよ。農業災害補償法というのがあります、法律ね。共済に加入する、しないは個人の自由判断になったんですよ。前は義務ですけども、今は共済に加入しない人が結構多くなった。

その点、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 五十嵐議員おっしゃるとおり、義務ではございませんけれども、皆様、水稻に関しては加入する方が多くございまして、飼料用米につきましては加入する義務はないんですけれども、普通の主食用米につきましては

は加入される方が多くございます。先ほども言いましたとおり、そういったチェックシートというものをチェックするような形で、今現在準備している状況です。

ですから、うちのほうとしては絶対加入とは言いませんけれども、任意加入になっておりますけれども、被害があったときのために加入される方が現在多いというような状況でございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 農業災害補償法というのは戦後できた法律で、前は共済に加入するのは絶対条件です。今は水稻栽培でも加入しなくても、新しいみどりの食料システム法では適用になりますか。加入するのが条件ですか。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） すみません、そちらのほうまでははっきり、ごめんなさい調べてないので、分かりませんが、多分、みどりの食料システムの認定の要件にはそういったことは書いてございませんので、加入しなくても認定は受けられるのではないかと思います。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 分かりました。農業については、やっぱり農地が生産手段ですよ。だから、役場のほうで、説明会などを開いてもどうかと思うんです。ただ窓口に来るのを待ってないで、行動的に農家のほうに出向いて話合いをして、政策の普及を、地区の懇談会とか、何か開いたほうがいいと思うんです。

これ令和5年度にスタートして、まだ現在、もう令和6年も年末です。今のところないというのは、もっと普及についての課長の御努力を期待します。その点お願いします。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 五十嵐議員おっしゃるように、皆様にお知らせして、1人でも多く認定の申請を出していただけるような形でやっていきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 意欲のある農家、やっぱり机上プランではなかなか定着しませんので、そういった方を希望を採って、合同で先進地の視察とか勉強会、これをやっぱりやったほうがいいと思うんだ。

飯島課長は農政には大分御熱心ですから、ぜひ説明会とか何かして組織の拡大を図ったほうがいいと思うんです。そういう点のお考えは、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） その認定を受けるためには、化学肥料の低減とか農薬の低減、そういったものがございます。やはり今、担い手不足で、大規模農家といいますか、皆さん結構多く耕作している方が多い中で、そういった有機肥料

を使っていたとか、農薬をできるだけ抑えてというようなお話になってくると思うんですけども、やはり量を多くやっているとそういったことも大変なのかなという部分もございます。

ですが、五十嵐議員おっしゃるとおり、なるべくそういったことに取り組んでいただけるように、皆さんにお知らせしていければと思います。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それから、課長、もう一つ、この基本計画をつくったとき、これは茨城県の場合は、県と44の市町村が共同してつくったんですよね。このとき各地区の農業の実態をよく調査してやったと思うんですが、県においては各市町村ごとのヒアリングとか懇談会をやったんでしょうね。県のほうで機械的に、机上プランで一方的につくったのではないと思うんだよね。というのは、県には各地区に農林事務所がありますよね。みんな、地域の農業の特性が違うんです。利根町は、ほとんど100%近くが水稻栽培です。県北は、畜産とかありますけれども。もっとも、これは課長が就任する前のものだから、やっぱり十分に利根町の状況を勘案してつくったものと理解しています。

ですから、現状と計画というのはそう乖離してないと思うんです。いかがでしょうか、その点は。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） みどりの認定システムに認定される要件というのは、こちらの各市町村違うということではなく、皆同一でございます。その認定の要件というのは、茨城県内どこでも受けられるような形の認定となっておりますので、五十嵐議員言うとおおり、利根町の農業と大きく乖離というのはしていないと思われま

す。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今、県内で認定された数は、どのぐらいでしょうか。そういった資料がもしあれば、御発表ください。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） こちら令和6年10月現在になりますが、茨城県では378名ですか、グループでは3件、個人では375件となっております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） だから、数としては結構、県内でも多いほうだよね。今、全国で1万7,000件くらいあるようなんですけれども、1万7,000件くらい、そう承知しておりますけれども、そのくらいあるんですよね、全国では。いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 五十嵐議員の言うとおおりだと思います。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは今のと関連しますけれども、本県の農業政策の一端を、既に課長の御手元にあると思うんですが、農業のガイドブック、茨城県においては農業者等支援施策活用ガイドブックを発行しているんです。令和6年度に発行したガイドブックですが、令和6年10月25日に改正しました。この改正理由については、社会経済状況に迅速に対応すると、農業を営む者の経営の発展とか農業に新規就労したいとか、そういうものの役に立つために急遽改正したそうです。

このガイドブックの中を見ますと、新規就農とか販路の拡大、6次産業化とか環境保全型農業等の全部で、13分野ごとに融資や補助事業を中心に取りまとめてあります。全部で、A4版で93ページぐらいあるんです。既に、担当課においては御承知と思いますが。そこで、このガイドブックにあります茨城県の農業者等支援策について、大体はこのガイドブックにほとんど100%網羅してあるんです。これに併せて、みどりの食料システムもプラスしてやると、相当メリットがあると思うんです。ぜひ、時間があればこういうのも担当課で御覧になって、十分に昇華されることを期待しています。

それから次の今度は、（5）、みどりの食料システム県基本計画において、化学肥料をなるべく使わないで有機農業をと、そういうことについて大分触れております。慣行農業とかこういった専門的な言葉がなかなか理解ができないんですけれども、今は大分普及しました。

そこで、課長、慣行農法から有機農法ということ、これについてお尋ねしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） それではお答えします。

初めに、有機農業についてでございますが、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業で、生産する土地と人の健康に配慮した環境に優しい農法でございます。一方、慣行農業とは、化学肥料と農薬の使用を前提とした栽培方法で、化学肥料と農薬を使うことで短期的かつ安定的に生産が可能であり、各地域の生産者の多くが実践する栽培方法の一つでございます。

当町におきましては、基幹作物は水稻でございますので、お米の栽培についてお話しさせていただきます。

当町では慣行栽培を行っている農家の方が多くおられ、また全国的にもそうですが、高齢化による担い手不足であり、1軒の農家の耕作面積も拡大しております。このような状況の中、地球温暖化の影響による猛暑、豪雨などの自然災害に加え、病虫害の被害が多く見られ、生産量の減収の一因となりかねません。そのことから、安定的な生産を可能にするためには、化学肥料と農薬を使用しなければならないと思われます。

県においては、みどりの食料システム法に基づき計画を作成し、環境負荷低減に向けた農業者や地域の取組を支援・促進するため、「いばらきみどり認定」制度がございます。この制度の事業活動の一つとして、土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う環境負荷低減事業活動がございます。

町といたしましては、環境に優しい農業に取り組み、「いばらきみどり認定」で示されている環境負荷低減事業活動の一つでもある、堆肥その他の有機質資材の施用により土壌を改良し、かつ化学的に合成された肥料・農薬の使用を減少させる生産方式、1号活動の中には有機肥料だけではなく慣行農業でも申請できることが記載されておりますので、そちらも含めて環境負荷低減活動を図っていくことを推進してまいります。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今、課長から有機農業と慣行農業についての詳しい説明がありました。十分に理解いたしました。ただ、有機農業ではやっぱり肥料分が少ないので、どうしても収穫が落ちてしまうので、農家の方も選択に苦慮しています。それは十分分かります。役場としても、環境に十分配慮した永続的な農業を営むことを期待しております。特に、昨年も今年も猛暑で、それから豪雨、これは地球温暖化が原因だと思います。極端な気象現象が相次いでおります。日本も例外ではありません。環境に配慮した生産手段を考える必要があると思うんです。

それから、「広報とね」を見ますと、前に連載しましたね、持続可能な未来のための目標にSDGs 17の目標、それから169のターゲットと定めています。実現することを求めて、役場でも大分、広報紙で連載して熱心にPR活動をしております。現在は、掲載は終わったようですから掲載はしておりませんが、しかし、有機農法に結びつきますけれども、環境に配慮した農業政策も必要と思うんですが、作るのは農家の方ですから、やっぱり生産性の向上にはなかなか厳しい点があると思うんです。

一応、1番目の質問を終わりにして、次に2番にまいります。農業機械です。ほとんど今、農家の方は、農業機械によって耕作しております。農業機械による事故防止についてお尋ねします。

農業機械が公道を走行するとき、自動車より速度が遅いので、追突事故が多いと、そういう報道があります。なかなか対策という対策がないんですけれども、いろいろ農家の方も農業機械を運転する場合には未然に防げることが多いと思うんです。

農業機械というのは、ほとんどが車検が不要となっておりますが、車検が不要ですから自分で安全を確認して、車両点検とかやるしかないんです。特に、灯火の不良で夕暮れ時に追突される危険性があります。それからもう一つは、農業機械も大型化して、汎用性の高い附属品が使われています。特に、乗用型トラクターについては、作業機をつけたまま公道を走るとき、いろいろ注意する点があると思うのですが。

担当課としては、どういう点に注意したらいいかということ、もしありましたらお答

えくください。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

農業機械が公道を走行する際、安全に運転できるよう規則等について、現在町からお知らせはしてございません。

しかし、農業政策課に問合せがあるものといましては、作業を終了した圃場から農業機械が公道に出た後の泥や土についての苦情が寄せられることがございます。農家の皆様には、作業の終了した圃場から公道に出る前に泥や土を落としてからの走行についてや、やむを得ず道路に泥や土を落としてしまった場合は速やかな撤去、清掃についての御協力をお願いしているところでございます。このことについては、「広報とね」、町公式ホームページでお知らせしております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） よく分かりました。確かに、トラクターなどは公道を走るときにそういった点が、苦情がないとはいえないですね。

次に2番にまいります。農業機械が公道を走るときに許可が必要なときがあると思うんですけども、公道でも道路管理者、これは国道とか県道、町道ありますけれども、国道・県道は別にしまして、町道を走るときに許可か何かないと走行できない点があると聞いていますけれども、そういう点もあるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 大越建設課長。

○建設課長（大越正博君） 町道を走行する際の許可申請についてですが、道路法47条の2の規定による特殊車両通行許可がございます。これは、一定の大きさや重量を超える車両を通行させるには道路管理者の許可が必要とされるものでございますが、町内で見かける一般的なトラクター等の農業用機械は基準内の規模の機械と思われ、許可申請が不要となります。

参考までに基準値を申しますと、全長12メートル、全幅2.5メートル、全高3.8メートル、総重量20トン、最小回転半径12メートルのいずれかを超える車両が許可申請の対象となります。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） これは、幅が2.5メートルを超えただけの場合は、許可は要らないんですか。

○議長（大越勇一君） 大越建設課長。

○建設課長（大越正博君） 今言った数値、どれか一つでも超えますと、許可申請の対象となります。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） よく分かりました。何となくそういう感じもしますけれども、

やっぱり今のところは規定内の車が町道を走行していると、そう理解しておりますので、許可の必要がない車ですね、今のところ。よく理解しました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午前 1 1 時 4 6 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

3 番通告， 8 番井原正光議員。

〔 8 番井原正光君登壇 〕

○ 8 番（井原正光君） 井原正光でございます。一般質問を行います。

今回もまた農林業近代化施設について、お伺いしてまいります。

この件は、昨年度から行政と施設を利用する希望者と協議が重ねられてきたわけでございます。そして、今年度の当初予算に、また途中でありますが、補正予算を組んで対応してきましたが、住民との説明がかなわず、希望者が撤退すると、辞退するというふうに至ったわけでございます。なぜ、住民の納得が得られなかったのか、また説明してきた行政側について何かあったのかどうなのかなどについてちょっと一部触れながら、お聞きをしてみたいと思います。

それでは通告の文言に戻って質問をいたします。

住民から請願が出された立木の農林業近代化施設について、利用希望者があったことから町は施設の清掃作業を行っております。ところが、施設の利用希望者から辞退届が出されました。これは、住民の賛意が要するに得られなかったということで出されたというふうに思います。これに関して何点か伺ってまいります。

まずは、町が業者に委託して行った施設の清掃作業は、辞退届を出されたことにより、それが無駄になったというふうに私は思います。また、使ったお金も、これもまた無駄になったというふうに私は思っております。

その使った費用等について、どのように考えるか。まず、1 回目から伺っていきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質問に対する答弁を求めます。

飯島農業政策課長。

〔農業政策課長兼農業委員会事務局長飯島 弘君登壇〕

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） それでは、井原議員の御質問にお答えいたします。

農林業近代化施設の管理は町職員が管理してまいりましたが、適正に管理することがで

きず、平成27年頃には施設内は盗難されたものやごみなど物が散乱し、整理することも適切に管理することも困難な状況でございました。

清掃業務につきましては、当該施設の利活用の協議を進めるためにも、施設内及び敷地内のごみを清掃することが望ましいことから、廃棄物処理を委託したものでございます。現在、施設内は廃棄物の処理を行っていただいたことで、ごみ等の散乱はなく、管理もしやすい状況でございます。

今後もこれまで同様に町職員が施設管理を行ってまいります。以前のように不法侵入によりごみ等が散乱しないよう防犯カメラを設置し、また栽培棟入り口にチェーンロックをつけるなどの対策を講じているところでございます。近隣住民の方に御迷惑をかけないように、施設管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、課長から御説明がありましたけども、長くいろいろ説明があったわけなんです。その中で施設は町が管理してきたが適正に管理することができなかったという答弁があったかと思うんですが、できなかったということは、これはしなかったということですか。この辺が何か引っかかるので。

町職員が管理をしてきたんだけど、それが管理することができずというのは、何か理由があったのかどうなのか、その辺お聞きしたいですね。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

しなかったのではなく、していましたが、先ほども言いましたとおり、当時は防犯カメラ等も設置していませんし、鍵のほうも壊されてしまって、また窓ですか、そういうものも壊されてしまい、その後そこに網を張ったりとかしておりましたけれども、そういうふうに侵入されたことによって、もう既に中にごみ等が散乱してしまったということです。また、草とか除草とか、あと樹木の伐採とか、そういったものも適正に管理できない状況だったと思われま。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今の課長からの答弁がありましたけれども、管理しなかったということと管理できなかったということは、また全然別の意味だよね、これは。だから今、言葉尻を捉えて質問しているようなんだけど、これは非常に大事なことになるので、その辺をはっきりしないと、町が管理すべきことを、農業政策課がその管理を任せられて、それをしなかったということは職務怠慢ですから。ですから、今言った、施錠が壊されたとか何とかという後からの防犯に対することとは、また別ですよ。

ですからそうすると、これは町長にもちょっと聞いておいてもらいたいんだけど、これは職務怠慢に当たるんじゃないかというふうに思います。また、これは総務課のほうでちょっと後で議論しておいてもらえば、職員の就業規則なんかでどうなっているか。就

業規則違反だと懲戒免職にも当たりますから、脅かすようで悪いけれども。その辺は十分に気をつけて、やっぱり言葉の端というのは言っていないと。できなかったということは、何か理由があってできなかった。しなかったということとは、まだ全然別ですから。今言った施設管理や何かというのは、後からやるというようなことですよね。

さっきもちょっと説明の中で話が出たかと思うんですが、盗難とか何とかあったとか、これは警察や何か届けたの、盗難。やはり、公の施設ですから警察に届けて、盗難届を出して、ちゃんと処理してもらわなきゃ困るでしょう。そういうことも含めて、ただ単に荒らされたから、これは盗難に遭ったんだとか何とかで、軽々しくこういうところで答弁すべきものじゃないんです。

これは、本当に盗難があったのかどうなのか、その事実関係をちょっと教えてください。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） こちらの盗難とかというお話ですが、以前からの文書というか、いついつどうなって、いついつどうなってという、そういう書いてある文書で見たものでございます。

届出をしたかしていないかというのは、そういう記載はございませんでした。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） ということは、届出はしなかったと、盗難の事実も何も分からないんだと。ただ口から出任せで、盗難があったということで今お話ししたということなんですか。そういうことはあんまり言ってほしくないですね。幾ら荒らされていても何でも、何がなくなったのかというのは、やっぱり管理する人というのはそれを見極めないといけませんよね。これは大事なことですから、その辺もちゃんと。これは聞き流してしまえば、すらっといってしまえば、そのままなんです。さっき言ったように、言葉尻を捉えて悪いけれどもと、そういうことでお話しさせていただきました。

ですから、その辺について、今後はっきりした事実に基づいて議会では答弁してもらわないと困るので、もう一度、課長からお考えをお聞かせください。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 以後は私たちのほうできちんと、そういうふうに盗難されたものがあれば、そういった届出を出したりしていきたいと思えます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） それから、清掃作業、一番最初の質問に戻るんですけども、清掃作業をすることになったのは、施設を利用するという希望者が現れたから、清掃作業をやったんだよね、お金をかけて。そうだね。説明はそうなっているんです。

そうすると逆に考えると、希望者が現れなかったら、いつまでもこの施設はほったらかしで汚いままだったということになるんですか。

問題は、先ほども冒頭に言ったように、これは去年からいろいろと施設利用者との間で話が最初に進んできて、その話が今度は住民のほうに伝わって、住民からはそれはもともと迷惑施設だよということだと思ってたよということでもって、住民との話合いが始まったというふうに私は理解しているんです。ですから、清掃作業も利用者があったからじゃなくて、住民からそういうふうな迷惑施設として見られているから、それも含めて清掃作業をするんだと補正予算を組んだ。

補正予算のときにそういう説明が恐らく出されてなかったと思うんですけれども、その辺もしっかりやってもらわないと、何のために予算を組んだというか、我々もそのときチェックしてなかったからあれなんですけれども、この辺も十分にチェックして説明してください。でないと、ただ単に清掃して使う業者に貸し出せば、町ではそれで済んじゃうと、一番最初にそういうふうに思っていたでしょう、多分。その気持ちが、どこかにあったと思います。でも、それというのは逃げの話であって、住民から無責任だと思われちゃいますよ、住民は迷惑施設だと思っているんですから。そういうことも含めて、やはりちゃんと説明してもらわなきゃ困るということです。

それから、今の説明の中で、今後の管理については、防犯カメラ、施錠する、もちろん見回りもするんでしょうけれども、そういうことで手間暇かけて今後もやっていくつもりなんですか、ずっと。大変でしょう、これ。その辺はどうなんですか。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 今の現状であれば、このような形で見回りをしたり、防犯カメラの画像をチェックしたり、あと除草もそうですけれども、やっていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 次の質問に移ります。9月の議会で、解体するのに1億円ぐらいかかる、必要だという話が出ていました。

これについての積算というか、それはもう進んでいますか。その辺のことについて、お聞きします。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

解体する費用につきましては、現在、積算はしてございません。

今後、町の方針として解体となれば予算措置するため、積算は必要となります。解体工事を行うに当たっては、解体工事設計業務委託を委託することにより、積算業務に基づく解体工事費が解体費用となります。なお、積算により費用を算出することから、設計業務と解体工事は切り離すことはできないため、1年目に設計業務委託、翌年に解体工事となります。

解体工事につきましては、足場を組んでの解体、石綿対策、アスファルト等の撤去、当

該施設までの進入路となる町道を破損させないための対策など、様々な工事が必要となります。さらに大変な作業と思われるコンクリートの処分でございますが、設計書で確認したところ、基礎については栽培棟、屋内堆積場、機械格納庫の3棟で、縦横2.8メートル、深さ0.4メートルのものが18個、縦横1.6メートル、深さ0.4メートルのものが2個、縦横1.5メートル、深さ0.35メートルのものが26個、縦横1.4メートル、深さ4メートルのものが10個ほどあり、これら基礎に使用したコンクリートの合計は212.86立米、重さにしまして約489.6トンあると推測されます。それに、土間コンクリート工事に使用されたコンクリートは114.66立米、重さにして約263.7トンと推測され、これらのはつり工事や処分費を考慮すると、費用は高額になるものではないかと思われます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 課長、私はそれらを考慮して、今のは積算基礎を言っているんだよね、それらを考慮して、それは幾らなんですか。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） すみません、先ほど一つ間違えましたので訂正させてください。先ほど基礎の中で「縦横1.4メートル、深さ4メートル」と言ったものですが、すみません、こちら「縦横1.4メートル、深さ0.4メートル」でございます。

申し訳ございません。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） そういう細かいことはいいんだよ。そういう細かいことは、予算を組み立てるときに説明すればいいんだ。もう1回、予算を組んだときに説明しなきゃならないでしょう。

それらを考慮して、今予算を組んだら幾らになりますかということを知っているんです。幾らになるの、一体。そんな細かく説明するんだったら、それを積み重ねればお金出るでしょうよ。言葉尻でただ言っただけ、それではしょうがないでしょう。私は、事前にある程度通告しているんですから。

幾らかかるの、それ一体。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

失礼しました、木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） 解体費用につきましては、先ほど農業政策課長からお話がありましたとおり、実際に設計を行って、その中で算出していかないと正確な数字というのは判明しないのかなと思います。

参考になるかどうかちょっと分からないんですけれども、今日の新聞にお隣の龍ヶ崎市のほうで旧保健センターの解体工事の補正予算の記事が出ていたんですけれども、大体延べ床面積800平米の平屋の、農林業近代化施設は鉄骨建てですので構造は違いますが

も、ＲＣの鉄筋コンクリート建てで800平米で予算は9,900万円ということで、補正予算のほう計上されていきました。800平米程度のＲＣの建物であっても1億円ほどのお金がかかるということでございますので、農林業近代化施設、先ほど課長のほうからもお話がありましたとおり、かなりのコンクリート量が使われておりますので、そこにアスベストの最終処分費用も加えますと、1億円という数字はあながち間違っていないのかな、それに近い数字が出てくるのかなと。

ただ、予算を計上する段階では、年度、設計の委託をかけて、その設計の委託の結果を基に、翌年度、設計額を基に取壊しの工事費の予算を計上していただくという形の流れになりますので、実際に業者さんに現場で見ていただいて、本当の概概算という数字、このぐらいかなという数字はおおよそ出てくるんでしょうけれども、実際にそれはイコールにはならないかなと思います。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 大体、金額は今分かりました。細かいことは、また予算を組んだときに説明していただくということになろうかと思います。

予算を組むということは、これは撤去するということですか。そういう方向で決まったということですか。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） ただいま撤去する場合という、あくまでも仮定の話でございますので、先日、議会のほうで請願が採択されているという事実は承知してございますけれども、実際に町として施設を除却するのかどうかという決定はされておきませんので、あくまでも施設を撤去するという、あくまでも仮定の話でございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 仮定の話聞いてもしようがないんだけど、とにかくこの件については請願も出されて、議会で委員会もつくって、議会で報告をすると。その後、やるかやらないかはもちろん行政の次第なんだけど、でもこれは1年も前からいろいろ問題になって、しかも一番の大きな課題というのは、住民から出されている、町もそれは迷惑していた、困ったなということでもって、借手がいればそれを貸すよ、そういうことで予算を組んで使ってきたんです。だから、私はそういうふうに作業が流れていかないと、この予算が無駄になったんじゃないかということを、さっきから言いたいんです。その辺なんです。

だから、その場その場で、ただ住民がこう言ったからそうしましょう、こうしましょうじゃなくて、根本的な問題をどうするかということはやっぱり行政で方向性を見定めて。これは仮の話ですよなんて、議会で仮の話をされても困るんです。仮の話でもって、そういう細かい設計基礎の話を長々とされても、これ誰だって予算を組む仮定だと思っちゃう

じゃないですか。普通は、そういうふうに説明しないよ。この辺もちょっと行政としては何かたるんでいるというか、そういう感じがしてならないです。

お金というのは、これは税金ですから、だからこれは住民が納めてくれた税金ですから、やっぱり1円たりともその使途については明確で、その使途についてはやっぱり効果が上がるような使い方をしてもらわないと困るということです。

今回のこの当初予算と補正予算額、何にもならないじゃないですか。一所懸命予算組んで、今度は施錠する何する、結局は町が人的な管理をしていくと。それでは何の解決方法にもならないので、この辺で撤去するかしないか、せっかくこの辺の工事の設計費用なんかも、こんな細かくある程度考えてくれているんでしょうから。

町長、決断したらどうですか。何年後を目指してやるとか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 解体の方向性とのことでございますが、これまで9月、10月の庁議で議題としており、昨日、請願についても採択されましたので、これを踏まえて各関係課にもう1回協議、検討をしていただいております。

議員も御存じのとおり、解体だけですので、これは起債ができませんので、借金ができないということです。ですから、それもどういうふうに計画を立てて、そっちの方向になった場合には方向を見定めて貯金していくと。

それと、先ほど課長も言いましたけれども、その間、住民に迷惑をかけないように、安全対策としていろいろ管理していかなければならない。そういう施設が町にはたくさんあるんです、使っていない施設というのが。そういうものも含めて、職員、課長、庁議の中で話し合って、検討して、議員おっしゃるとおり、そっちの方向に向いたならば、スピード感を持ってやっていきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） そんなに、9,000万円ぐらいのお金でしたら、財調を使って何年かでもできると思います。先ほど課長からの答弁もあったように、設計業務というか、細かい仕事、業務の流れができていますから、それに沿って業者にやらせればいいんですから。ですから、私は解決する方法としては、撤去するか、あるいはまたその周辺についてこの後に質問いたしますけれども、その辺も含めて全体の計画の中でやられたらどうかというふうに私は思っているんです。

ただだら説明聞いていると、ただその場その場の言い逃れで、その場を過ぎれば後はいんだということじゃなくて、問題はやっぱり問題として解決するかしないか。住民がどう思っているか、住民に迷惑をかけてはならないことが大事なんです、撤去するなら撤去するというふうにやられたほうがいいと思うんです。

これはやっぱり、町長、もう一つ、先ほどもちょっときついことを言ったんですけども、職員の業務遂行能力が遅い、はっきり言って。皆とは言えませんが、何かやる

気がないという感じがしてならない。これはここで別に質問するわけじゃないので、後で内部で十分に検討していただければなというふうに思っております。

それでは、次の周辺農地等を含めた利活用について。

私は、行政が適正に指導をしていくべきだというふうに思っています。解体費用も解体するかどうかははっきりしない中で、施設周辺の農地、この利活用を考えたら、その解体も意義あるものになっていくのかなというふうに、私は思っているんです。問題が大きいと言えばそれまでなんですけれども、問題が大きければ大きいほど、やりがいというか、そういうのがあって、またそれをするによって大きく変化する要素というのはたくさんあるわけです、悩んだら悩んだだけに。

そういうことも含めて、ぜひともこの近代化施設の周辺地区について、9月のときもちょっとお聞きしたんですけれども、改めて町で適切に誘導すべきだと、そういう点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

井原議員おっしゃるように、周辺環境を考慮した上で、関係法令に照らし、今後どのようにしていくことが望ましいのか、こちらの関係各課と慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 9月の議会では、この件については地区計画という言葉まで出てきたし、また要綱もつくってない、協議会の設置も必要だというふうな話も出ていたんです。

その辺の話の進め方というのは、もう進んでいるんですか。どの辺まで進んでいるんですか、ちょっとお聞かせください。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） そちら、まだ要綱の設置、制定ですか、そういったものはまだ行っていない状況です。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） では、地区計画について9月の時点で布袋課長から何かそういう言葉が出たんですけれども、これとリンクして進めるという考え、これが一番いいと思うんですけども、その辺ちょっとお考えを聞かせてください。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 地区計画につきましては、御存じのとおり、都市計画マスタープランの市街化調整区域を用途変更したりとかというところで地区計画を定めて承認をいただかないと、県のほうで許可が下りないということでございます。

9月に話をさせていただいたときには、そういう手続が必要になるという話をさせてい

ただいております、まだ何も決まってない状況で地区計画を進めるという形は進められませんので、先ほどから農業政策課長からもいろいろ慎重に関係各課と協議をして進めていくということである程度具体化されている中で、マスタープランの地区計画に基づいて計画を変更していくという形になっていこうかと思います。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） このような話が出ましたけれども、市街化調整区域なんだよね。課長、横須賀の荒れた土地、この周辺、この施設も含めた周辺、中学校の裏、あれは青地、白。青、白どっち、ちょっと聞かせてください。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 施設は農用地区域外、白地ですけども、すみません今、井原議員のおっしゃったところは、すみません、調べてございません。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 自分の管理するところだから、自分の業務の範囲内だから、青か白かぐらい分かるでしょう、9月から話が出ているんだから。多分、あの調子でいくと、農業委員会も管理しているでしょう。そうすると、農地の適正な管理というのは、荒れ放題にしないことだよな。あそこ荒れ放題になっているでしょう。ということは、青じゃないかなと、そういうふうには推測されない。誰か控室にいないの。これは青ですとか白ですとか、何かこっちに教えてくれる職員いないのかね。

まあいいや、そのことは後にして、次に移りたいと思います。

市街化調整区域、これは市街化調整区域だからこそ、今この地区計画というのは話があるんだよね、これは。ですから、確かに布袋課長が言うように、これは都市計画マスタープランの1項目としてそれをやらなきゃならないという、それは分かるんです。

分かるけれども、今回、後期振興計画なんかはこの前もちょっとお話ししたら、創生計画と振興計画なんかを一緒につくっていかれるということで、大変分かりやすい計画になったかなと、まだ見てないんですけども、なったかなというふうに思うので、その辺も含めて都市プラン、これをやらないといつまでたってもだらだらしちゃうので、ちょっと力を入れて。竜ヶ崎・牛久都市計画の中でやるので、やるんでしょう、ちょっと難しい面もあるでしょうけれども、今からやっぱり都市計画の審議会、県の審議会にも話しておかないと、変更はなかなか難しいと思うので、ぜひともその辺、努力してください。

ちょっとその辺のお考えを。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 都市計画の審議会は、政策企画課で管轄しているわけではございません。ただ、具体的に総合振興計画に載せる場合には、ある程度具体、先ほど井原議員も仮定の話をしてもしようがないということで、仮定の計画をつくってもしよう

がないので、あくまでもある程度具体化したりとか手を挙げてくれる者があって、その中でそういうような土地利用ができるのであれば、併せて都市計画マスタープラン変更のときに、また総合振興計画の見直しを図るということもできますので、そのときにはまた併せて議会のほうで変更をかけさせていただければと思います。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） では、大きな二つ目の農地への不法投棄その後の処理対策について、お聞きしたいと思います。

6月の議会で取り上げて、不法投棄されたと思われるコンクリートの破片が散乱した農地等の処理について、農業委員会では特別委員会をつくって調査しているというふうにお聞きしているんですが、その結果というか、その審議の結論が出たかどうかは別にしても、どのようになっているのか、その辺の動きを、課長、説明してください。

○議長（大越勇一君） 飯島農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

農地特別調査委員会は6月10日に設置され、農業委員3名で構成されております。当該委員会の活動としては、7月中に委員会を3回開催しており、3名の参考人の方からそれぞれ聞き取り調査を行いました。また、農地所有者にお話ししたい旨の通知を出し、8月には取手警察署に出向き、不法投棄やコンクリートガラの処分等について相談をしております。このほか、豊田新利根土地改良区にも、コンクリートガラの処分等について相談しております。

8月と10月の農業委員会総会及び10月30日に開催された臨時総会にて、委員会活動と経過について委員長報告を行いました。その中で、現在問合せしていることについてまだ回答がされてないこともあり、委員会における結論についてはもう少しお時間をいただきたいとのことでございました。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） いろいろ動いてくれているということは分かりました。警察にも行ったということですがけれども、これは警察に行っても何の役にも立ちませんよね。刑事事件じゃないんだ、民事だから。民事のことを警察に言ってもしょうがありませんよ。

そういうことはさておいても、今度新しく農業委員が決まるんですけれども、新しく農業委員会が決まった中でもこの調査というのは継続されるのかどうなのか、その辺をお聞きします。

○議長（大越勇一君） 飯島農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） まだ、調査を継続している状態でございます。ですから、この調査が終わりまして委員会で報告されて、そこで多分散散というような形になるかと思えます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） そうすると、これはこれで止まっちゃうわけです、解散というのは。どうするんですか。そういうことになると、新しい農業委員も承認できないような感じが私はしてきます。大事なこと、優良農地にそういうコンクリート破片が捨てられ、そういう事態を農業委員会が軽視したのでは、農業委員の役目を果たさないじゃないですか。

ぜひ、事務局、今日は本当は会長が来て、会長にその見解を聞けば一番よかったんですけども、何か議長、配慮していただけなかったようなので、それはそれでいいんですけども。ぜひ、課長からその辺を、新しい委員さんにも強く申し入れてください。農業委員の役目というのはそういうこともあるわけですから、優良農地を保全するという意味もあるわけですから、ぜひお願いしたい。

ということで、今この不法投棄について農業委員会に何かみんな仕事を任せちゃったような感じがするんだけど、不法投棄防止については、やはり農業委員会ばかりじゃなくて、町全体でもってやるべきだというふうに思うんです。そうしますと、そういう何か監視的なものを、組織を何かつくる考えはあるのかどうなのか。農業委員会だけではできなければ、今、農業委員会がそこでストップしているのであれば、その続きは誰がやるんですか。町か、誰かやらなきゃならないですよ。

その辺の考えはどうなんですか。ちょっとお聞きしたいです。

○議長（大越勇一君） 飯島農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 仮定の話というのはちょっとできないかと思うんですけども、今度新しい委員さんになるわけでございますけれども、そこでまた検討していただける事項であればと考えております。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） とにかく前向きに、庁議の中でも、町民の中で、農業委員会ばかりじゃなくて、そういうパトロール的なものを組織、それがやっぱり必要だと思うので、あなたから出してくださいよ、庁議の中で。ぜひ、お願いしたい。

次に移ります。3番目、地域計画について、お聞きします。

これは10年後を目指す地域の農地利用を示した目標地図なんですけれども、策定・公表することになる、今年度中になると思うんですけども、その協議内容どの辺まで進んでいるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

地域の在り方を示す計画として、これまで人・農地プランが策定されておりましたが、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正され、人・農地プランに代わり地域計画を策定することが法定化されました。

このため、本年1月から2月にかけて町内4地区において地域計画策定のための座談会を開催し、各地域における現状や課題等について話合いの場を設けました。その中で出ま

した御意見は様々ありますが、主なものといたしましては「農業者が高齢化しており、離農する人が多い」「行政主導で法人化を推進できないか」「集約が望ましいのは分かるが、所有者の意向もあるので難しい」「近年、農業機械が高額になっており、農業を持続させるのには補助が必要ではないか」などの御意見がありました。その協議内容を踏まえ地域計画の案を作成し、その内容について説明会を12月7日に開催いたします。

今後につきましては、説明会で出ました御意見等を踏まえ計画案について修正し、完成したものを年度内に公表できるように進めてまいります。その後も毎年見直しを行い、必要に応じ、計画を更新してまいりたいと考えております。

また、地域計画においては、将来的に誰がどのように農地を利用していくのかを示した目標地図も作成いたします。現時点では現況地図で作成いたしますが、今後、計画を見直す際に話し合いの場を設け協議し、個人で耕作している農地を地域の担い手の方に集積したり、耕作者同士で農地の交換を行ったりするなど調整を図り、同じ耕作者ができるだけまとまった圃場で効率よく耕作できるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） いろいろ座談会を開いてやっていただいているということは分かりました。分かりましたが、この4地区、要するに旧市町村別にやられているのかな。それはそれでいいんでしょうけれども、これは昼間やっているの、夜やっているの。そのうちの参加者というのは、何名ぐらいいるんですか。それと、地権者は何名いて、所有者というか、それが何名いて参加者が何名いてというそのぐらいお聞きしないと、座談会の意義がないし、本当の意見が聞けないじゃないですか。

計画の策定ができないというふうに思うので、今まで開いた座談会の中で、参加者何名、それから所有者というか、それが何百名いて、そのうち何名来たというふうなその数字、教えてください。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） すみません、今言いました何名参加して何人というのは、すみません、今この場でちょっと資料を持ち合わせていないので、ちょっとお答えできません。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 資料とか何とかって、だからさっきも言ったように、控室に担当者がいないのか。こうやって話している間に、ほかの課の人はよく中に入ってきて資料を渡すじゃないですか。これじゃ先に進めませんよ。

ということは、そういう説明ができないということは、課長、この説明会に参加してないでしょう、参加しているの。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） すみません、私4月1日からです

ので、1月と2月に行ったものですので、すみません、参加はしていません。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 説明会というのは、常時やっているわけではないの。利根町全部の、利根町の耕作者、その利根町の名義人、何百人、何千人いるか分からないけれども、その一人一人からの意見を聞くといったら、そんな短期間でできるわけがないよ。前任者が1月、2月にやったのかもしれないけれども、ずっとやってないと意見というのは聞けないじゃないですか。

今後はいつやるの、これ。今後の開催というか、説明予定。来年3月までに間に合わないじゃないですか。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 部下をちゃんとよく使って、さっきもちょっと言ったでしょう、職務遂行能力がどうのこうの、こんなの言いたくないよ、言いたくないけれども、ちゃんとやってもらわないと、町そのものがおかしくなっちゃう。先ほども質問で出たじゃないですか、私の前の質問者、この町は農業の町なんだと、農業主体でしょう、基幹産業でしょう。だから、農業に携わる者も含めて農業全体を見る課長はちゃんとそういう細かいところまで気を使ってやってもらわないと、利根町の発展というのはないですよ。事業や何かだって全て、土地改良事業、要するに農林水産省の予算でやっているわけですから。

どうでしょうね、これ、分からなくて。では、地権者ばかりじゃなくて、そのほかのステークホルダーというか、利害関係者なども呼んで意見を聞くことになっていると思うんだけど、その利害関係者はどの辺まで呼んだのか、それも分からない。

分かりますか、では答えてください。。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） まず、先ほど言いましたとおり、説明会は12月7日に実施しまして、こちらに来ていただくのが地域の農業を担う担い手の方、こちらの認定農業者の方、また3ヘクタール以上を耕作している農家の方。出席予定者としては、地域を担う担い手や農業法人、今後担い手となり得る農業者、地権者、あと地区を担当する農業委員、推進員、県南農林事務所企画調整課や農業振興課、つくば地域農業改良普及センター、稲敷土地改良事務所、豊田新利根土地改良区、水郷つくばわかさ支店、農業政策課で出席されて実施する予定です。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 大体分かりましたけれども、3ヘクタール以上というのは、それが気にかかるよね。なぜかという、この地区計画で、人・農地プランから地区計画に移行したその意義は何だとそれ説明していないけれども、その中には、日本の農業は要するに耕作面積が小さいから、それを集約しながらという言葉があるじゃないですか、あるよね。そうすると、3ヘクタール云々じゃなくて、たとえ10アールであっても意見は聞くべ

きですよ、自分の土地だもの。自分の土地が今後どうなっていくか、これが誰に任されるのか、法人なのか個人なのか。それを、だって今後は一筆一筆図面に落とすわけですよ、プロットするわけでしょう。

ですから、これは別に3ヘクタール以上ばかりじゃなくて、少しでも持っている、農地を所有している人にも意見を聞く。そのために幅広く御意見を求めて、今言った農協関係や普及者、もうひとつ何か抜けているような感じがするんだよね。食生活安全や何かのあれは食生活改善推進員というああいう人たち、それからもう一つは、やっぱり御婦人方だよね、妻、それからもう一つは今子ども議会なんかやっているけれども、子供にも日本の農業というのはどうなのかということを知ってもらふ機会というのはそこにあるわけだから常に呼び寄せて、説明会というんじゃないんだよ。話合いというか、日本の農業がどうなるか、日本の現状、農業は今こうだよということでの話合いを持って、それで進める。これはやっぱり一番大事なことだというふうに私は思っているんです。

その辺、今後、3月までといたらあと何日もないですよ、毎日やっただって追いつかないよ、これ、はっきり言って。だから、ただ単に策定する、公表するだけの、ただ法的に義務づけされたからつくっちゃえと、3ヘクタール以上の人だけ集めてつくっちゃえとそういうことであっては、この意義がならないんです。その辺をよく気をつけてつくってください、3月まで。3月にもう1回、これ聞いていいですか、ゆっくりと。そのときにお聞きしましょう。

では、最後の利根小学校への通学路について、お聞きします。

小学校の統合時に、車というか、バスが何台か入ってくる、そういうことで児童生徒たちの乗り降り、あるいは父兄の送迎、大変混雑するよと、あの一本の道ではどうにもならないよということで話が出たと思うんです。そのときに、もう一つ道を造って、もう一つ道を造るといふか、迂回路なんか造って整備するという話が出たと思います。

その後、何も話を聞かないので、その辺はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 大越学校教育課長。

○学校教育課長（大越聖之君） 現在、小学校の児童通学用スクールバスにつきましては、中型車が5台、マイクロバスが6台の計11台により登下校時に運行しております。スクールバスの停車場へは県道11号線から学校方面に続く片側1車線の一本道を走行し、学校敷地北側にある給食室側の門から進入し、停車場に向かいます。

また、バスを利用せず保護者等の送迎により登下校する児童等につきましては、給食室側の門の手前まではバスと同じ道路を走行しますが、そこから門の脇にある学校敷地東側の農道を通して、校庭東側の駐車場に駐車しているところでございます。

小学校を統合した当初は、校庭東側駐車場への進入路が車両1台が通行できる程度の幅であり車両の擦れ違いが困難なため、議員のおっしゃるとおり、若干の混雑が発生してお

りましたが、この課題に対応するため、令和５年度に校庭東側にもう１か所出入口を設ける工事を実施し、出入口が二つになったことにより、入場制限や順番待ちのような状況については一定程度改善いたしました。

今後でございますが、県営利根南部地区基盤整備事業の中で、令和７年度、令和８年度予定で、校庭東側駐車場への進入路につきましては車両が擦れ違える５メートル程度の道路に拡幅する計画でございます。加えて、給食室側の門から四季の丘のセブンイレブンの方向に向かう道も新たに整備される見込みですので、これらの工事が完了すれば今以上に混雑等の緩和が期待できる見込みでございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○８番（井原正光君） 今課長が言ったとおりだと思うんです。学校のスクールバス等、あるいは父兄の送迎等について、ある程度解消されるというふうに私も思っております。

実はこの件に関して、先月２２日、江戸崎、土地管理事務所に行って聞いてきました。あなたが前任者のときの土地改良事業の、あそこに道を造る話を私しまして、そしたらあそこに道を造ることによって計画変更をしたりなんかすると、お金がかかるとか何とかという話、それもさせていただきました。県のほうが対応が悪いということで、文句を言ってきました。町が今後そういうことが必要だというふうになれば、県は前向きでなぜそれを聞いてくれないんだと。何でお金がかかるとか何とかそういうことでもって言ったんだと、３人出てきましたけれども。町のほうの口足らずであれば、県のほうもちゃんと、本当にこれでいいんですかと、町の発展にこれは阻害にならないですか、造ったほうが私どももいいと思いますと、なぜそれを言わないんだと。市町村が言えないんだったら、県が、あなた方が言うべきだと強く言ってまいりました。

要は、幾ら県営事業であってもこれは利根町内のことですから、利根町に住む我々がそれを利用する、それが利便性が上がるかどうかというのは我々が感じ取るわけで、県なんか関係ないんです。県は、ただ与えられた工事をやるだけなんですから。そういうことも含めて、工事をやるだけじゃなくて、少し利根町のそういう話も聞いてちゃんとやってくれと。だって、あの方たちは事業をやるともう行っちゃうんですから。自分のやった仕事はそれでもって終わり、その後に残された町民はどうなるのかと、そのことをよく考えてやってくれということで申し上げてきましたので、ぜひ皆さん方も……。

○議長（大越勇一君） 井原議員に申し上げます。ただいまをもって制限時間となりました。質問の発言を終えてください。

井原議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を１４時４５分とします。

午後２時３０分休憩

午後２時４５分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

4 番通告， 1 番山崎敬子議員。

〔1 番山崎敬子君登壇〕

○1 番（山崎敬子君） 皆様こんにちは。4 番通告， 1 番山崎敬子です。それでは通告に従いまして質問させていただきます。今回は，学校跡地利活用について，選挙についてをお伺いいたします。

まず，学校跡地利活用について，お伺いいたします。

1，旧文小学校の工事の進捗状況をお伺いいたします。

以降は自席にて質問させていただきます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員の質問に対する答弁を求めます。

木村財政課長。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） それでは，山崎敬子議員の御質問にお答えいたします。

旧文小学校の工事の進捗状況でございますが，11月末現在，内部におきましては，旧給食室の厨房機器の搬出，天井や配管の撤去工事が終了いたしまして，空調換気機器等の取付工事を行っております。また，各教室の照明器具，こちらのLED化に伴い，既存の器具の撤去，天井内の配線工事を行っております。外部におきましては，屋上部分の防水改修工事のための下地処理を行っている状況でございます。

全体の進捗率といたしましては41%でありまして，当初の予定どおり進んでいる状況でございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1 番（山崎敬子君） では，工事が順調に進んでおり，来年4月からの利用は可能という感じで大丈夫な感じでしょうか。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） 改修工事自体の完了は今年度末を予定しているんですけども，その後，各種備品等，今年度中にキッズルーム等の機具の設置は終わるんですけども，大きな工事自体は年度内の完成を予定しているんですけども，細かな部分の調整とかが必要になりますので，4月1日からスタートという形にはちょっとならないので，令和7年度初めの頃には施設の稼働を目指したいと考えております。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1 番（山崎敬子君） では，その令和7年度初め，なるべく早い段階で利用ができることを楽しみにしております。

それでは次の質問に移ります。2 番，外に大型遊具を設置するとお伺いしたのですが，具体的にどのような構想になっているのか，お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

旧文小学校は、町内外から人が集まる施設として、学校跡地利活用方針が定められています。グラウンド利活用に関しましても、同じように町内外から近隣の市町村の人たちが集まる大型遊具を設置したいと考えておりまして、令和5年度から近隣の市町村の、大型遊具を設置している市町村の視察等を行ってございます。

以前、一般質問で船川議員からも御意見をいただきましたが、インクルーシブ遊具のような個々の使用者に寄り添い、ニーズや価値観を深く理解した上でデザインされている遊具や、様々な年齢や能力を持つ子供たちが一緒に遊べる遊具を設置することで、遊びを通じて交流や学びの機会を持つことができ、誰もが楽しめる場を提供したいというふうと考えております。

今月、12月14日土曜日に開催いたします学校跡地利活用に関する進捗状況報告会の際に、旧文小学校のグラウンド利活用に関しましても町民の方から御意見を伺いながら、設置場所や遊具の大きさ、グラウンド利活用についても今後決めていきたいというふうと考えております。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） やはり、大型遊具だけあれば人が集まるのかな、どうなんだろうなというふうに思うところがあります。龍ヶ崎市の「たつのこやま」などは、周りに買物をするところがあったり、飲食するところがあったり、買物ついでに遊んでいく、遊びに行くついでに買物に行くということもできるから、「たつのこやま」は栄えているのかなと思う部分もありますし、また先日、つくばみらい市にある「きらくやまふれあいの丘」に行ってみいました。そこは「すこやか福祉館」と「世代ふれあいの館」の2館をメインにテニスコート、ゲートボール場、アスレチック広場、野外ステージ、自然散策の森などがあり、子供からお年寄りまで楽しくゆったりとした時間を味わえる総合福祉施設という位置づけでありました。それこそ近くにコンビニもないような場所で、30分ぐらいかかるようなところにコンビニがあったりとかするような本当に周りに何もないところだったんですけれども、天然の芝生が敷いてあり、その上に折り畳みのテントを張って、よちよちの小さなお子様を連れたファミリーがお弁当を食べていたり、小学生がサッカーやバドミントンを楽しんだり、木の下ベンチで本をゆっくり読む大人の方がいらっしゃったり、本当に子供から大人まで楽しめる施設だなと思いました。

造るには大きなお金がやっぱり動くと思いますので、本当に旧文小学校跡地に大型遊具が必要なのか、もしかしたらもっと適切なところがあるのかなみたいなところもありますし、あと何か補助金のようなものは使えないのかな等、いろいろな可能性があると思いますので、今度14日に町民の方のお話を伺うというお話もありましたので、本当に魅力のある場所に、施設になるように、町民の皆様の意見を伺って取り入れていただければ、もっ

と もっとよりよいものになると思います。

インクルーシブ遊具、お話を聞くと、みんなが遊べる遊具だと思うので、とてもすごくすてきなものだと思います。それに関してはすごくいいと思いますので、ぜひ、例えばせっかく設置したのに使われなかったら意味がなくなってしまうので、よりたくさんの人が集まれるような、そういう魅力のある施設を造っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

人が集まるという点で、この3番目の質問をさせていただきたいんですけれども、旧文小学校のところに自動販売機の設置や軽食の販売のようなものは考えているのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 自動販売機につきましては、多くの利用者を見込んでおりますので、設置は必要だと考えております。今後、自動販売機を設置してもらえそうな業者を選んでいきたいと思っております。

また、軽食の販売につきましては、今定例会に上程しております利根町健康増進等複合施設条例第10条の規定に基づきまして、販売を認めていきたいと考えております。ただし、作ったものを販売するようなときは、場合によっては食品衛生法に抵触することもあり得ますので、十分に見極めていかなければならないと思っております。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） そうですね、食べ物をその場で作ったものを、私の本当に勝手なイメージで申し訳ないんですけれども、例えばそういう旧文小学校の施設とかで、利根町出身の皆さんはすごく学校給食が好きというイメージがとてもあるんです。私の子供たちも学校の給食が大好きで、またあれ食べたいな、これ食べたいなというお話をよくしていることがあるんです。そういうところで、学校給食のメニューがあるカフェなどができれば、町から出て行ってしまった子供たちもそれを楽しみに帰ってきたりとか何かそういう楽しみができれば、もっとたくさんの人が足を運んでくれるのかなと思いますが、これは多分なかなか跡地利用の土地の関係上難しいというふうには思っておりますが、もし何か可能であれば、そういうこともうまく組み込んでいければ、よりたくさんの人が集まってくれるのかと思いますので、御一考いただければと思います。

続きまして、4番目、3階部分は今回の工事には入っておりませんでしたが、今後どのような予定なのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 学校跡地利活用方針でお示しさせていただきました旧文小学校の利活用計画書（案）では、3階部分も含めまして利活用し、町民に開放する予定でございました。しかしながら、用途変更を進める中で、2,000平米以上の施設を改修する場合、エレベーターの設置が必須となるということが判明しまして、エレベーターを新た

に文小学校に設置するには再度、文小学校の用途変更とエレベーター設置を併せて申請する必要がございましたので、エレベーターの設計等も含めると1年程度また時間を要するというのもございましたので、今回は2階までの利活用に変更させていただきまして、工事を進めているところでございます。

この件につきましては、昨年12月に開催しました学校跡地利活用の進捗状況の説明会においても説明をさせていただきまして、2階までの利活用になったということで町民から御意見をいただきまして、現在の2階部分までの活用案というような形になってございます。

3階部分に関しましては通常の一般開放はできませんけれども、万が一の災害時、大規模災害が起きた際には避難場所として活用するような形で考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） 実は、町民の方から3階は立入禁止になるというのはどういうことという声をいただいたことがあったんです。心配されているみたいで、使われないのはもったいなくないみたいな感じのお話をいただいて、周知というか、なかなかそれが徹底できてなかったんだな、だからそういう心配なんだなと思って、今回聞かせていただきました。エレベーターの設置があるということも今回、予算上難しかったということなので、でも利用できることを楽しみに、町民の皆様も多分楽しみにしていると思いますので、今後よろしく願いいたします。

災害時の避難場所というお話があったんですけれども、安全性的にはそこは全然大丈夫なのではないでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今回の工事に関しましては、不特定多数の方が通常時に利用するような形で工事を進めております。3階を学校もそのまま使用してございましたので、学校と同じような状態ということですので、大規模災害時には避難場所として使用することが可能ということで考えております。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） 承知いたしました。なるべく使わないようにするのが一番いいんですけれども、やっぱり災害はいつどこで起こるか分からないので、そういう場所があると安心だと思います。

では続きまして、5番、充実したキッズルームにするために、遊具や玩具だけではなく、フォトスポットのような今の保育者の方たちが使って楽しめるようなものを置くことができるか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それではお答えさせていただきます。

キッズルームですけれどももともと2教室分の広さがありまして、半分に遊具等を設置し遊ぶスペース、もう半分を子育て支援する団体、例えば文間保育園で実施している「とね子育て支援センター」、子育て支援のボランティア団体の活動に利用できるようになっております。

遊具を設置した側につきましては、人数制限等を設けて、お子さんに安全に遊んでいただけるようにしてまいります。子育てをする保護者の方々には、お子さんの遊びを通しての成長の見守りや保護者同士の情報の交換、子育ての相談等の場として部屋を活用していただければと考えております。もともと学校の教室のため、天井があまり高くありませんので、大型遊具の設置は難しく、乳幼児から小学生低学年を対象としております。

山崎敬子議員がおっしゃるフォトスポットについては、SNS等での施設の宣伝にもつながりますので、検討してまいりたいと思います。まずはオープンして利用していただく中で、足りないものや改良したほうがよいものなどが見えてくると思われますので、利用しやすい環境にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） 私自身、すごく楽しみな場所だと思っております。

教室の中の半分が遊ぶスペースで、半分が支援センターとかが使うスペース。こちらのキッズルームの利用方法なんですけれども、これは条例のほうで、議案のほうにあった予約が必要な感じに、こちらはなるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それではお答えさせていただきます。

遊具等で遊ぶほうにつきましては、現場に行って受付をするんですけれども、いろいろ同意書、病気とかになっていませんよとか、いろいろ中でもものを食べたりとか、そういうのも制限されたところで食べますとか、そういう同意を得た上で、同意書を頂いて申込みという形で、1サークル、子供さんが15人、中で遊んで、1時間単位ぐらいで使っていただくかと思っております。

支援室に関しましては、条例であったような形で、予約をしていただくという形で利用していただくかと思っています。

ですから、遊具のほうについては、申請というか、同意書に書いていただければそれでオーケーということで、利用してもらうという形でやっていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） それでは、支援室のほうは、ある程度人数が集まって、例えばお母さんたちが今日支援室使って遊びたいねという感じで予約することもできるということですか。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） 人数がある程度まとまれば、一応、子供たちを支援する団体という形であれなんですけれども、お母さんたちの中でも保育士さんとか、そういう保育とかできる人がいれば、団体として認めて、貸していこうかなとは考えております。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） もう一つの遊具のあるほうの場所は、行って申請書を書いてやれば遊べるという形で使えるんですね。それならば、オープンスペースみたいな感じで、人数があまり多いと多分大変だと思うんですけれども、ある程度の人数制限は必要だと思うんですけれども、そういう形で自由に遊べるという形で理解いたしました。

やっぱり、雨が降ったりとかしたときにすごく使いたい場所だと思うので、多くの方が使えるように、またその使い勝手のいいようなシステムになってくれるととてもよいと思いますので、今後も、まだ始まってないので、きっとこれからいろいろな課題が出てくるはずだと思いますので、皆さんの意見を参考にさせていただいて、よりよいキッズルームにしていだければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、6番の特別教室棟、第2運動場については開放なしとありますが、今後どうするのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 旧文小学校の特別教室棟、校舎裏側ですね、北側校舎につきましては、耐震補強工事は実施しているものの大規模校改修工事は行っておりません。現在も倉庫として利用している状況から、学校利活用方針、こちらを審議する中でも、学校跡地利活用検討委員会の中でも今のままということで改修費用等も考慮しまして、特別教室棟の北側校舎につきましては防災用品の備蓄、文書保管用の書庫、いわゆる現状の倉庫として活用する計画でございまして、今回の計画の中には入っていないということでございます。

また、第2運動場につきましては、プールと第2運動場ですね、こちらを民間活用も視野に入れ検討するという事で計画しておりましたが、市街化調整区域にあることや面積が小さいということもありまして、12月に開催する進捗状況報告会においては、昨年度ですね、旧文小学校のグラウンドの利活用について、町民から今度の説明会でもし御意見があればお伺いしながら、プールを壊すのか、もしくは第2グラウンドは、運動場はそのまま、何か芝刈りをしてそのまま利用するのか、その辺もいろいろ御意見を伺いながら、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） 確かにかなり老朽化しているなという印象もありましたし、開放は多分無理なのかなとは思っておりました。でも、耐震はされているようなので、倉庫とか防災用具を入れたりとかするのに使われている、放置されているわけではないというのが分かったので、安心しました。第2運動場に関しましては、やっぱり土地の活用の用途

とかがいろいろあるので、やはり難しいところがすごく歯がゆいなという印象を今回持ちました。

では続きまして、旧文間小学校の工事の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、旧文間小学校の改修工事の進捗状況について御説明申し上げます。

こちら11月末現在でございますが、旧給食室の解体及び壁、天井等の軽鉄下地処理、校舎東側の駐車場の舗装並びに新規サッシを取り付ける箇所のコンクリートの解体が終了している状況でございます。

旧文間小学校の工事の進捗率といたしましては全体の約23%でありまして、こちら工程表どおり進んでいる状況でございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） こちらは、4月から利用はできるような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） こちらも旧文小学校と同様なんですけれども、一度工事のほうが入札不調ということで工事の契約自体がちょっと遅れているという関係がございまして、工事のほうが非常にタイトなスケジュールとなっております。

工事自体は年度内に完成する見込みになっているんですけれども、旧文小学校同様、やはり年度末ぎりぎりの完成という形になってくるかと思います。その後、総合教育センターが旧文間小学校のほうには入る形になりますけれども、既存の備品等の搬入等の作業がやはり工事終了後という形になりますので、日程的に4月の頭からスタートというのはちょっとずれ込むのかなという認識でおります。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） こちらに「とねっ子ひろば」が入るということで、恐らく今図書室の上でやっているものが今度、旧文間小学校の施設に移るということは、かなり場所が広くなると思うので、そこで過ごす子供たちもきっと心待ちにしていると思いますので、それを楽しみに待っていたいと思います。

続きまして、8番、3階部分は避難所となっておりますが、災害時以外はどのように使うのかをお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 総合教育センターの3階部分につきましては、災害時の避難所としての活用を想定しておりますが、災害時以外の利用方法といたしまして、一部を会

議室、一部を災害時に備えた備蓄品の保管場所として使用する予定です。

また、音楽室部分につきましては、適応指導教室「とねっ子ひろば」を利用する児童生徒との相談に応じてということになりますが、音楽室での活動を望むような場合には、この音楽室を活動場所として利用することも想定しております。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） 避難所としてずっと置いておくわけではなく、会議に使ったり、音楽室を利用したり、備蓄をしたりということで、ただ遊んでいるという表現がちょっと正しいかどうか分からないんですけども、何も利用されてなかったらもったいないなというのがちょっとあったので、お聞きしました。

取りあえずそこが避難所となっておりましたので、9番の避難所となっておりますが、シャワーとか入浴施設のようなものを設置しないのかどうかというのを、取りあえずお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 学校跡地利活用方針の中で、旧文小学校及び旧文間小学校ともに、災害時避難場所の確保ということが定められております。利根町地域防災計画の中で両校とも指定避難所として定められていることから、学校跡地利活用方針の中で定めるとともに、学校跡地利活用計画書の中でもお示ししているところでございます。

大規模な災害時には多くの被災者が避難することが想定され、利用される方の衛生面等を考慮しますと管理運営が難しいこともございますので、シャワーや入浴施設等を設置する予定はございません。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） 承知いたしました。せっかくシャワーとか作っても使わなかったら駄目になってしまいますので、長期避難が必要なときにはやはり自衛隊の入浴設備の提供をお願いすることが望ましいと思いますので、理解いたしました。これで、学校跡地利活用についての質問は終わらせていただきます。

続きまして、選挙についての質問をさせていただきます。

1、10月27日に衆議院議員選挙がありました。利根町の投票率をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 中村選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（中村寛之君） 令和6年10月27日に執行されました衆議院議員総選挙の利根町における投票率は、55.82%でございます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） 本当に急な選挙でしたので、すごく準備から投票まで本当に大変だったと思います。昨年4月の利根町議会議員選挙の投票率が53.2%でしたので、微増という感じですかね。

それで、2番の昨年4月の利根町議会議員選挙から1年半が今回経過していると思いま

すが、町として何か投票率を上げるような対策というのはしていたのか。あと、今後どのような対策を考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 中村選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（中村寛之君） 選挙に関する啓発、周知等は、公職選挙法第6条で選挙管理委員会の業務として位置づけられており、選挙に関する啓発活動として、選挙時啓発と常時啓発を実施しております。

初めに、選挙時啓発ですが、投票日時、投票方法など選挙に関するお知らせを町公式ホームページ、「広報とね」、情報配信メールにより周知を行っております。そのほかにも、役場、県道千葉竜ヶ崎線には懸垂幕や横断幕を設置するとともに、公共機関などには選挙公報等を設置しております。また、投票日当日には広報車の町内巡回や防災無線により、投票の呼びかけを行っています。

次に、常時啓発としましては、選挙、政治への意識向上を図るため、「はたちのつどい」の式典の際には選挙冊子の配布を行っています。また、学校教育の一環として、利根中学校における生徒会の役員選挙の際に実際の選挙を疑似体験をしていただくため、投票箱や記載台の貸出しを行うほか、「明るい選挙啓発ポスターコンクール」を小中学校で実施するなど、選挙に対する意識の高揚を図っております。町民の方に対しましても、町公式ホームページに選挙管理委員会のサイトを設け、選挙に関する情報をいつでも閲覧できるなど、常時啓発を行っているところでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） これもまた意識の問題なので、とても難しい、町民の皆様の意識がもっと上がってくれることが本当に望ましいので、ですかなかなかやっぱり他人事じゃないんですけれども、どうしても私が選挙に行ってもあまり関係ないわと思う人がどうしても多いのかなというのは思ってしまうところなので、いかに興味を持ってもらえるかというのを考えていかなければならないのかなと、とても痛感いたしました。

3番、選挙の投票率向上を目指して、選挙割というサービスがあります。選挙割というのは、日本の選挙において投票を促進するために実施される割引サービスで、主に選挙日に投票した人に対し、これは多分期日前投票でもあれなんですけれども、飲食店や店舗での割引や特典が提供されます。この取組は投票率向上を目的としており、若者を中心に多くの人々に投票の重要性を伝える役割も果たしています。

地域によって内容は異なりますが、選挙に参加することで得られるメリットとして注目をされているのが選挙割という制度なんですけれども、そのサービスを使うために投票済証明書、来場者カードともいうみたいなんですけれども、それが必要だとありましたが、利根町では用意していたのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 中村選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（中村寛之君） 投票済証明書とは期日前投票や投票日当日の選挙行為を証明する公的な文書となりますが、証明書の発行につきましては公職選挙法に規定されているものではなく、その判断は各選挙管理委員会に委ねられております。

投票済証明書の用途は、勤務先から提出を求められる場合のほか、議員からありましたように、利根町では選挙割を行っておりませんが、商店街をはじめとした特定の店で提示することにより割引・特典などのサービスが受けられます。そのため衆議院総選挙においても希望がありましたので、期日前投票8件、投票日当日4件の計12件の投票済証明書を発行いたしました。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） やっぱり、そうやって少しでもそういう割引があることによって、行ってみようかなとかという興味を持っていただくのは、すごく大事なことだと思っております。

ちなみに、利根町で用意されている投票済証明書というのはどういうものだったのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 中村選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（中村寛之君） 普通に、何々選挙でいつ投票しましたという形のA4の様式、こういった紙に印刷されたものを渡すような形でございます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） 市町村によってはいろいろなデザインのものが結構あるみたいで、例えば静岡のほうだと「ちびまる子ちゃん」だったりとか、あとやっぱりキャラクター、うちでしたら「とねりん」とかそういう、何ていうんですか、模様の入ったものを用意されていて、それをもらうのが楽しみ、ただそれも、あれによっては売買されたりとかするので、あまりにもかわいい過ぎると、これはまたこれで問題なのかなと思うんですけれども、何かそういうのをちょっと、そういう感じの来場者カードがあってもいいのかなというの思いますので、今後お考えいただければ幸いかと思います。

続きまして、4番目、選挙パスポートを取り入れている自治体もあるようなんですけれども、利根町でも導入できないか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 中村選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（中村寛之君） 選挙パスポートとは、選挙で投票を行ったとき、希望に応じたスタンプを押印できるスタンプ帳のことで、選挙への関心がより高まるよう啓発活動の一環として配布している自治体がございます。

導入の際には、選挙パスポートのスタンプを投票済証明書にするか、配布対象をどうするか、個人の自由意思による投票に反していないかなど、様々な検討事項がございますので、県内市町村の動向を注視してまいります。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） これもやっぱりスタンプを集めていくという楽しみというか，そういうのが何か一つあれば，選挙に行くのが楽しくなるのかなということで提案をさせていただきました。

例えば，18歳になる方には選挙パスポートを取りあえず配布をする，そこでここに判を押していけるような形をつくって，あと欲しい人も中にはいると思いますので，その方たちには，すみません，やり方はちょっとあれなんですけれども，そうですね，県内の動向を見ながら，あと他県の市町村でもやられていると思うので，そういうのを見ながら，利根町でも検討していただければと思いますので，よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員の質問が終わりました。

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回の本会議は，明日12月5日の午前10時から開きます。

本日は，これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時23分散会